二　当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県（指定都市所在施設である幼稚園若しくは保育所等又は連携施設については、当該指定都市）の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項	二　当該認定こども園が法第三条第一項又は第三項の都道府県の条例で定める要件に適合していることを確認するために必要な事項として都道府県知事が定める事項
三　［略］	三　［同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、平成三十年四月一日から施行する。

省　令

○財務省令第二号

国家公務員宿舎法施行令（昭和三十三年政令第三百四十一号）第十三条第二項及び第十四条第二項の規定に基づき、国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年一月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員宿舎法施行規則（昭和三十四年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第十九条」を「第十四条第一項」に改める。

第十四条の見出し中「経過年数」を「経過年数等」に改め、同条第一項中「同一の構造の区分の有料宿舎」の下に「（単身赴任者（給与法第十二条の二第一項若しくは第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員又はこれに準ずる職員をいう。次項において同じ。）に貸与するものを除く。）」を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「異る」を「異なる」に改め、「その床面積」の下に「の合計」を加え、「同項」を「当該各項」に改め、同項を第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　単身赴任者に有料宿舎を貸与する場合においては、令第十三条第二項の規定により、年数の経過に併せ、単身赴任者の負担を軽減するため、基準使用料の額に調整を加えるものとし、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「別表第一」とあるのは「別表第二」と読み替え、建築後から五年を経過することとなる日の属する年度の末日までの間の宿舎については、更に、「年数を経過することとなる場合において」とあるのは「新築に該当するもの」と、「並びに」とあるのは「及び」と、「及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表」とあるのは「に応じ、それぞれ同表の新築の区分」と読み替えるものとする。

第十五条第一項中「第十三条、前条第一項及び第十九条」を「第十三条並びに前条第一項及び第二項」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十八条第一項中「第十四条第一項、第十五条又は第十九条」を「第十四条第一項若しくは第二項又は第十五条」に改める。

第十九条の前の見出し及び同条を削り、第十九条の二を第十九条とし、同条に見出しとして「（特別の事情による有料宿舎の使用料の調整）」を付する。

第二十条中「第六条第三項の規定」の下に「の適用」を、「第十四条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「、第十九条」を削る。

第二十条の三の表を次のように改める。

施設の差異	有料宿舎の所在地の区分					
	一級地	二級地	三級地	四級地	その他の地域	
屋内に設置するもの	百八十円加算	八十八円加算	七十二円加算	六十一円加算	五十四円加算	
屋外に設置するもの	百八十円控除	八十八円控除	七十二円控除	六十一円控除	五十四円控除	

別表を次のように改める。

別表第一（第十四条第一項関係）

構造	有料宿舎の在所地の区分	年数	金額				
			五十五平方メートル未満	五十五平方メートル以上七十平方メートル未満	七十平方メートル以上八十平方メートル未満	八十平方メートル以上百平方メートル未満	百平方メートル以上
木造	一級地	五年	百二十四円	百五十六円	二百三十三円	三百三十三円	百六十五円
		十年	百八十六円	二百八十二円	三百四十八円	五百八十一円	三百五十円
		十五年	二百四十八円	三百四十円	四百六円	七百五円	五百十円
		二十年	三百十二円	四百二十円	五百三十二円	八百四十三円	七百五十五円
		二十五年	三百七十六円	四百九十九円	六百三十八円	九十円	八百九十六円
		三十年	四百四十円	五百七十九円	七百四十四円	百六円	百三十六円
	二級地	五年	百十六円	百三十四円	百五十二円	百七十円	百八十八円
		十年	百四十六円	百六十七円	百八十八円	二百九円	二百二十九円
		十五年	百七十六円	二百円	二百二十四円	二百二十八円	二百四十円
		二十年	二百六円	二百二十三円	二百四十四円	二百四十八円	二百六十円
		二十五年	二百三十六円	二百五十六円	二百七十四円	二百七十八円	二百八十円
		三十年	二百四十六円	二百七十円	二百九十四円	三百円	三百二十円
	三級地	五年	九十二円	百四円	百十六円	百二十七円	百三十七円
		十年	百円	百十二円	百二十四円	百三十四円	百四十四円
		十五年	百八円	百二十円	百三十二円	百四十二円	百五十二円
		二十年	百十六円	百二十八円	百四十円	百五十円	百六十円
		二十五年	百二十四円	百三十六円	百四十八円	百六十円	百七十二円
		三十年	百三十二円	百四十四円	百五十六円	百六十八円	百八十円
	四級地	五年	八十六円	九十四円	百二円	百十円	百十七円
		十年	九十五円	百四円	百十二円	百二十円	百二十八円
		十五年	百四円	百十二円	百二十円	百二十八円	百三十四円
		二十年	百十二円	百二十円	百二十八円	百三十四円	百四十円
		二十五年	百二十円	百二十八円	百三十四円	百四十円	百四十六円
		三十年	百二十八円	百三十四円	百四十円	百四十六円	百五十二円
	その他の地域	五年	八十円	八十七円	九十三円	九十九円	百五円
		十年	八十七円	九十三円	九十九円	百五円	百十一円
		十五年	九十三円	九十九円	百五円	百十一円	百十七円
		二十年	九十九円	百五円	百十一円	百十七円	百二十三円
		二十五年	百五円	百十一円	百十七円	百二十三円	百二十九円
		三十年	百十一円	百十七円	百二十三円	百二十九円	百三十五円
木造	三級地	五年	九十五円	百一円	百七円	百十三円	百十九円
		十年	百六十九円	百七十五円	百八十一円	百八十七円	百九十三円
		十五年	百八十九円	百九十五円	二百一円	二百七円	二百十三円
		二十年	二百五十五円	二百六十一円	二百六十七円	二百七十三円	二百七十九円
		二十五年	三百十三円	三百二十円	三百二十六円	三百三十三円	三百三十九円
		三十年	三百二十七円	三百三十四円	三百四十円	三百四十六円	三百五十二円
	四級地	五年	百二円	百八円	百十四円	百二十円	百二十六円
		十年	百七円	百十三円	百十九円	百二十五円	百三十一円
		十五年	百十一円	百十七円	百二十三円	百二十九円	百三十五円
		二十年	百十七円	百二十三円	百二十九円	百三十五円	百四十一円
		二十五年	百二十三円	百二十九円	百三十五円	百四十一円	百四十七円
		三十年	百二十九円	百三十五円	百四十一円	百四十七円	百五十三円
	その他の地域	五年	百六円	百十二円	百十八円	百二十四円	百三十円
		十年	百十二円	百十八円	百二十四円	百三十円	百三十六円
		十五年	百十八円	百二十四円	百三十円	百三十六円	百四十二円
		二十年	百二十四円	百三十円	百三十六円	百四十二円	百四十八円
		二十五年	百三十円	百三十六円	百四十二円	百四十八円	百五十四円
		三十年	百三十六円	百四十二円	百四十八円	百五十四円	百六十円